



平成28年10月7日

各 位

会社名 株式会社大盛工業  
代表者名 代表取締役社長 和田明彦  
(コード番号1844 東証第二部)  
問合せ先 総務部長 佐藤幸子  
(TEL. 03-6262-9877)

当社に対して提起された損害賠償請求訴訟の判決及び訴訟損失引当金の計上に関するお知らせ

当社は、平成26年1月22日付の当社開示資料「当社に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ」にて開示いたしましたように、過年度に当社が施工いたしました上水道工事に関しまして、東京都水道局（以下「水道局」といいます。）より当該工事施工における瑕疵が指摘され、水道局より当社に対して、修補費用の損害賠償請求訴訟が提起されておりましたが、本日、東京地方裁判所において、当該訴訟の判決の言い渡しがありましたのでその内容について、下記のとおりお知らせいたします。

また、本件に伴い、平成28年9月14日に公表いたしました平成29年7月期（平成28年7月1日～平成29年7月31日）の業績予想を修正することといたしましたので、別途開示資料の「業績予想の修正に関するお知らせ」にてその内容をお知らせいたします。

## 記

### 1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

過年度に当社が施工いたしました上水道工事に関しまして、水道局より、当該工事施工に関する瑕疵が指摘され、平成23年12月26日付けにて水道局より当社に対して瑕疵の修補費用として2億2,720万9,500円の請求がありました。

当社といたしましては、水道局から当該瑕疵の指摘を受けて以降、一刻も早い修補を行うべく、修補方法等に関して水道局と各種協議を重ねてまいりました。

しかしながら、修補に関する当社の見解、提案が水道局に受け入れられず、一方的に水道局から修補費用の請求が当社になされ、また、その修補費用の金額が多額であり、当社としては到底納得できるものではなかったため、本件に関して第三者による客観的な判断を仰ぐべく、当社は、平成24年2月29日付にて、中央建設工事紛争審査会に本件に関する調停を申請いたしました。

当該調停の場におきましては、当社主張が理解を得られる趨勢にて調停が推移いたしました。最終的には、当社と水道局の合意が形成されるに至らなかったため、当社といたしましては、本件の解決に向けて、別途の方策を検討中であります。

そのような中、平成26年1月22日、水道局より東京地方裁判所に、当社に対する損害賠償請求の提訴がありました。

その後当該裁判において、14回の口頭弁論及び準備手続きが行われ、当社及び水道局の主張が展開され、本日、東京地方裁判所において判決の言い渡しがあったものであります。

## 2. 訴訟を提起した者の概要

- (1) 名称 : 東京都水道局
- (2) 所在地 : 東京都新宿区西新宿一丁目8番1号
- (3) 代表者の役職・氏名 : 東京都公営企業管理者水道局長 醍醐 勇司

## 3. 判決の内容

- (1) 被告（当社）は原告（水道局）に対し、2億2,720万9,500円及びこれに対する平成23年12月27日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用（補助参加によって生じた訴訟費用を含む。）は被告の負担とする。
- (3) この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

## 4. 今後の見通し

今回の判決は、水道局請求金額の2億2,720万9,500円全額を当社に支払うように求めた判決であります。

当社は、当該裁判において、当社の工事施工上の瑕疵は軽微なものであり、当社工事の後に行われた後続工事において、シールド・マシンが損傷する等の事故が発生した真の原因は、別の重大な問題があったことを技術面を主体として主張及び立証してまいりました。また、当該裁判の前に行われた専門家による中央建設工事紛争審査会における調停では、当社主張が理解を得られておりました。

しかしながら本判決は、当社の主張が全く認められず、納得のいく内容ではないため、当社は上級審である東京高等裁判所に本件を控訴いたします。

なお、今回の判決は第一審の判決ではありますが、当該金額を保守的に引当てし、別途開示資料の「業績予想の修正に関するお知らせ」にて業績予想の修正をお知らせしております。

また、上級審での審理開始に伴い、当社業績に影響を与える事項等の開示すべき事項が発生した場合には、速やかに別途お知らせいたします。

なお、当社は、本件訴訟中の期間においても、水道局から発注された上水道工事を受注しており、水道局発注案件の受注及び工事施工に関しては、本件訴訟の影響はありません。

また、当社といたしましては、ここ数年、事業構造の改革を進めており、従来の中核事業である上・下水道工事主体の土木事業以外にも、不動産事業、太陽光発電事業等の事業を強化してきており、それらの事業が新たな収益の柱になってきております。

当社といたしましては、今後とも、新規事業の開拓を通じて事業の多角化を図り、より安定した事業基盤を確立してまいり所存であります。

## 5. 訴訟損失引当金の計上について

本件に関し、平成29年7月期第1四半期連結決算及び単体決算において、245百万円の訴訟損失引当金を計上いたします。明細は以下のとおりであります。

- ・判決金額 : 227百万円
- ・上記利息 : 65百万円
- ・完成工事補償引当金（引当て済みの金額）：△47百万円

以 上